

◎淀川右岸水防事務組合公文書公開に伴う手数料について

平 2 3 . 4 . 1 決 裁

淀川右岸水防事務組合公文書公開条例（平成 1 4 年淀川右岸水防事務組合条例第 1 号）第 1 1 条第 2 項に定める写しの作成に要する費用の額は次のとおりとする。

写しの作成に要する費用の額

乾式複写機によるコピー（白黒）	1 枚 1 0 円
-----------------	-----------

実施時期 平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。